

天童市立長岡小学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

1 はじめに

「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本的な認識に立ち、児童の命と尊厳を保持することを目的に、関係機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

3 いじめ防止、早期対応のための組織「いのちの教育推進委員会」（いじめ防止等対策会議）の設置

○校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任・担任

○校外関係者：必要に応じてPTA代表、地区代表、学識経験者等の意見を伺う。

4 いじめの起きにくい学校づくり

○日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

○「いのちの教育」及び、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進、読書活動・体験活動などの充実を図っていく。

○自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設定し、自己有用感、自己肯定感を培っていく。

○一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり、一人一人が様々な場面で活躍でき認められる授業づくりに努める。

○他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てていく。

5 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

○教員の子どもの小さな変化や悩みに気づく力を高めるための研修に努め、児童理解力、学級経営力の向上に努めていく。

○見えにくいいじめを察知するため、以下の具体的な取り組みを計画的に組織的に実施していく。

・定期的なアンケート調査、Qテスト、子どもと語る旬問（個人面談）により、定期的に個別の状況把握に努める。

・毎月の定例職員会議時、毎週の職員打ち合わせ時の「子どもを語る会」における情報交換

○発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に継続的に対応する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、状況を共有していく。

○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から丁寧に的確に関わりを持つ。

○携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者、教員を対象とした「情報モラル研修会」を計画するなど、PTAと連携して取り組んでいく。

6 重大事態への対処

いじめにより、重大事態が生じた疑いがあると認められる場合、速やかに第三者による調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

7 学校評価

学校評価においていじめ問題を取り扱い、その結果等について知らせ、家庭・地域との連携を図るとともに、校内におけるいじめ防止の取り組みについての評価と改善を図っていく。